

P T A会員の皆様へ

鎌ヶ谷市立北部小学校

P T A会長 小林 稔明

臨時総会開催（書面審議）のご案内

日頃よりP T A活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

3学期がはじまり今年度のP T A活動も残りわずかとなりました。先日、P T Aだより『花 No. 4』にてお知らせした通り、委員会活動の内容を変更し来年度より実施するため、臨時総会にて会則を変更したいと思っております。

会員の皆様方におかれましては下記をご覧のうえ、承認をいただきますようお願い申し上げます。尚、臨時総会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面での実施とさせていただきます。

記

《第1号議案》

鎌ヶ谷市立北部小学校P T A会則 改正（案）

※改定の主旨に沿った範囲での若干の字句の追加、修正も併せてご了承ください

運営規定（p 9）

現在の規約

<p>第7条 <委員会の設置> 会則第31条により、各年理事会の経験と反省に基づき委員会の在り方を見直し本会発展の為、学級委員会</p>

改正案

<p>第7条 <委員会の設置> 会則第31条により、各年理事会の経験と反省に基づき委員会の在り方を見直し本会発展の為、ベルマーク委員会</p>
--

現在の規約

<p>第12条 <委員会の職務> 1) 学級委員会 学級間の連絡を綿密にし、児童の福祉及び保護者間の親睦を図る。</p>
--

改正案

<p>第12条 <委員会の職務> 1) ベルマーク委員会 ベルマークの収集と集計をする。</p>
--

<p>第12条 <委員会の職務> 2) 広報委員会 P T A活動について取材・記録・投稿をもって情報のサービスをし、活動の高揚と意識を高める。なお、広報誌「ひばり」の発行は年5回を原則とする。</p>

<p>第12条 <委員会の職務> 2) 広報委員会 P T A活動について取材・記録・投稿をもって情報のサービスをし、活動の高揚と意識を高める。なお、広報誌「ひばり」の発行は年3回を原則とする。</p>

※ご質問・異議のある方は1月19日（火）までに副会長 野崎・木村宛ご連絡ください。ご連絡がなければ承認いただいたものとさせていただきます。

※1月20日（水）の時点で承認多数の場合は総会が成立したものとみなします。